

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、地域住民やNPO、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

— 施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

— 施策18 男女共同参画社会づくり

目標 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

— 施策19 人権が尊重される社会づくり

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策１７ 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	427 法人 (うち認定NPO法人3法人、仮認定NPO法人2法人) (平成25年度)	500 法人 (うち認定NPO法人 現状より増加)
愛媛ボランティアネット会員登録数	3,510 会員 (平成25年度)	4,300 会員
地域づくりリーダー育成数	192 人 (平成26年度)	292 人

現状と課題

人口減少や過疎化、急速な高齢化など社会構造の変化に加え、震災や風水害など大規模災害の頻発等により県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、地域住民やNPO、企業など地域における多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む活動が重要となっています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、住民の関心と愛着、行政の参加と支援のもとに、地域に関わる様々な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

主な取組み

1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を知ってもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPOなど多様な主体と行政との協働推進体制の強化を図ります。

2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育機関、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

3 個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

施策１８ 男女共同参画社会づくり

目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県審議会等における女性委員の割合	40.7% (平成26年度)	45%以上
男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5% (平成26年度)	35%
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	48.4% (平成26年度)	48.4%以上

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力も社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来など、社会情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進するほか、女性の就業・起業を支援します。

また、身体的、性的、心理的暴力等あらゆる暴力の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス（DV）の未然防止や被害者対策の充実等に取り組めます。

主な取組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組めます。

3 女性の就業・起業支援

情報提供サイトの活用を図り、各種団体と連携し、女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性がライフステージに応じて将来像を描く際に参考となる事例（ロールモデル）の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を活かせる主体的な取組みを促進します。

4 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者に対する相談・保護体制を充実するとともに、メディアにおける性・暴力表現について、人権に配慮した自主的取組みを促進します。

施策１９ 人権が尊重される社会づくり

目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	11,455人 (平成25年度)	14,700人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,312人 (平成26年度)	2,500人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,771人 (平成26年度)	1,800人

現状と課題

私たちの周りには、女性や子ども、高齢者、障がい者への人権侵害や同和問題など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、人権課題は複雑多様化しています。

このため、これら人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

１ 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するなど、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に講演会や広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

２ 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

3 重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 持続可能な活力ある地域づくり

目指す方向

人口減少が進む中、地域運営に取り組む県民同士が情報を交換できる広域的なネットワークを構築するなど、県民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートします。

また、移住・定住やU・Iターン就職の促進に積極的に取り組み、地域の新たな担い手を確保するとともに、地域活動の中心となる人材を育成します。

そして、地域の問題を地域主体で解決できる、活力あふれる地域社会の構築を目指します。

施策20 地域を支える人材づくり

目標 地域を支える人材を呼び込み、育成したい

施策21 地域集落の機能強化

目標 より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

施策 20 地域を支える人材づくり

目標

地域を支える人材を呼び込み、育成したい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
移住窓口相談件数	608 件 (平成 25 年度)	3,000 件 (平成 31 年度)
県外からの移住者数	64 人 (平成 25 年度)	1,000 人 (平成 31 年度)

現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する中、地域の維持・活性化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。とりわけ、県内過疎地域などでは都市への人口流出による課題が顕著であり、平成 25 年度に県・市町が連携して行った集落实態調査の結果においても、集落の抱える課題の大半は、地域活動や産業の後継者、担い手不足に起因するものでした。

今まで集落を支えてきた昭和ひと世代の方々、平成 27 年には全員 80 歳代となるなど、今後、地域の担い手が大きく減少するおそれがあり、これに対応した仕組みづくりや、移住・定住施策の推進による人材の確保が大きな課題となっています。

また、都市部から地域へ移住する上での不安・懸念材料として、「働き口が見つからないこと」を挙げる人が多く、地域を支える人材の確保のためには、移住希望者それぞれのニーズに即した就業や就農の支援が不可欠となっています。

取組みの方向

市町や関係団体と連携しながら、雇用の確保など、外部人材の受入態勢を整備し、地域を支える担い手の呼び込みを図ります。

また、実態に即した研修会の開催等を通じて地域を支える人材のスキルアップを支援します。

主な取組み

1 地域の担い手確保・育成

地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材（集落支援員）や外部から地域課題の解決に取り組む人材（地域おこし協力隊等）を効果的に配置した仕組み作りを推進し、地域における担い手の確保を支援します。

また、地域の実態に即した実践的な研修や県内各地の地域づくり実践者との交流を通じて、地域における活動の中心となる人材のスキルアップや将来にわたる幅広いネットワークの構築を支援するほか、大学と連携し、地域課題の研究を通して人材の育成を図ります。

さらに、地域おこし協力隊に対しては、農林水産業への就業や起業の支援を行うことにより、任期終了後の定住を促進し、地域における担い手確保を図ります。

2 移住・定住の促進

人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者を積極的に誘致するため、市町や民間団体と連携しながら、オール愛媛で受入体制や情報発信力の強化を図るとともに、地域住民が主体となった移住の取組みを支援していきます。

また、空き家を利活用した移住・定住の促進に取り組みます。

3 就業・就農支援

愛媛県へのU・Iターン就職を希望する方とU・Iターン採用を希望する企業の情報を収集・管理し、双方に情報を提供するほか、U・Iターンに関する相談を行うなど、愛媛県へのU・Iターン就職の促進に取り組みます。

また、市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組みます。

施策 2-1 地域集落の機能強化

目標

より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
地域づくり協働体の構築に向けた新規計画策定箇所数	-	10 箇所
地域づくりリーダー育成数	192 人 (平成 26 年度)	292 人

現状と課題

県では、関係市町と連携しながら、基盤整備や産業振興を中心に、県内過疎地域の総合的かつ計画的な対策を推進してきました。しかし、人口減少が進展し、高齢化率の高まりにも歯止めがかからないことから、当該地域の集落機能の低下や、生活扶助機能の喪失などが懸念されています。

また、同様に県内過疎地域の公共交通機関は、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない生活交通の維持を図ることも急務となっています。

本県の過疎地域は、県土の約 65%を占め、農林水産物の供給や水源のかん養など、重要な公的機能を果たしていることから、集落機能の低下は、地域住民を支える市町の課題であるのはもちろん、県全体の課題として、早急に対策を講じる必要があります。

こうした中、市町と連携し、平成 25 年度に実施した全県にわたる集落実態調査の結果、県内過疎地域等における深刻な課題として、高齢化や人口減少による活動衰退、基幹産業である第一次産業の担い手不足のほか、地域活動を維持するための規模や仕組みが不十分であることが明らかとなりました。

取組みの方向

今後更なる人口減少が見込まれる中、地域活動の維持を図るためには、小規模の地縁組織(単一集落)では限界があることから、県と市町が役割を分担しながら、概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落のネットワーク構築や機能強化を支援し、それぞれの地域が抱える課題に住民主体で対応する仕組み(地域づくり協働体)を構築します。

また、鉄道、バス・離島航路など地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めます。

地域の意思を決定する会合等を持つ概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落群であって、独自の規約、意思決定の仕組み(総会等)、予算、代表者が存在している団体の総称。平成 26 年度に開催した情報交換会「地域活動ステップアップ大作戦」において参加住民の投票により決定

主な取組み

1 新たな地域運営の仕組みづくり

市町と連携しながら、複数集落による話し合いや計画策定の支援を行うことにより、住民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートし、地域づくり協働体の構築を促進します。

また、国の施策も十分に活用しながら、地域におけるグリーン・ツーリズム活動の推進、特産品開発や遊休施設の利活用等を幅広くサポートするほか、研修会の開催や情報発信力の強化等を通じて、県内集落間のネットワークづくりを促進します。

2 地域コミュニティへの参画促進

多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

3 地域の実情に応じた生活交通ネットワークの維持・確保

市町や企業、地域住民などの関係者と連携し、国による支援策を十分に活用しながら、地域の実情に応じた施策の充実や、過疎地域等において効率的な運送が可能となる規制緩和に向けた取組みを行うこと等により、県民の生活・交流の基盤として、地域に適した持続可能な地域公共交通の存続を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障がい者を含め、誰もが個性を発揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒にあって不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

施策2-2 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標 高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

施策2-3 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標 障がい者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

施策2-4 地域福祉を支える環境づくり

目標 もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

施策 2-2 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標

高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
重度要介護（要介護 4・5）高齢者の割合	5.04% (平成 26 年度)	5.26%以下
要介護認定を受けていない人の割合	79.27% (平成 26 年度)	77.0%以上
認知症サポーター数	67,573 人 (平成 25 年度)	135,000 人
ねんりんピック参加活動人数	5,742 人 (平成 26 年度)	8,000 人

現状と課題

本県では平成 32 年には、高齢者人口がピークを迎え、県民の 3 人に 1 人が高齢者となる見込みであり、平成 37 年には、いわゆる「団塊の世代」が心身機能の低下の傾向が見られる 75 歳以上となります。また、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。

高齢化の進行や社会的状況において、介護需要の増大が見込まれますが、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、介護保険サービスの充実強化はもとより、生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりが求められています。

取組みの方向

高齢者の要介護状態の増加・重度化を抑制し、健康寿命の延伸を図るとともに、健康を維持し元気に活躍する「アクティブ・シニア層」拡大の促進に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めます。

このほか、介護保険制度が持続可能性を維持されるよう、介護給付の適正化や安定的な保険運営を行うための支援に努めます。

主な取組み

1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者の生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などを意識した健康づくりに取り組むとともに、介護予防・リハビリテーションや、高齢者の歯と口腔の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸に努めます。

また、就業支援や生涯学習機会の提供、ICT の利活用を促進するほか、高齢者を対象としたスポーツサイクリングをはじめ、健康と福祉の祭典「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」の本県開催（平成 34 年）に向けて、高齢者のスポーツ活動を通じた社会参加の促進と生きがいづくりを推進します。

2 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる社会づくり

地域医療介護総合確保基金を活用して、在宅医療の充実をはじめ、在宅医療と介護の連携を推進し、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの必要なサービスを一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町の取組みを支援します。

また、認知症の早期発見や認知症サポーターの活用等による認知症高齢者への支援、高齢者の移動・交通手段の確保や新しい総合事業による生活支援の推進のほか、介護を必要とする高齢者を支えるため、県在宅介護研修センターの利用促進や介護サービス事業者・人材の確保に努めます。

3 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

高齢者向け住まいの整備・充実や多様な施設等サービスの提供に取り組み、高齢者の住まいの確保を推進するほか、交通事故や犯罪による被害等の防止、避難場所の整備や避難訓練の実施など、安全な暮らしの確保に努めます。

また、市民後見人を含めた成年後見制度の推進を図るとともに、虐待防止など、高齢者の権利擁護の取組みを推進します。

4 介護保険制度を支える仕組みづくり

介護サービス情報の公表や外部評価、サービス事業者への指導・監督等を通じて、介護サービスの質の向上を図ります。

また、公平・公正な要介護認定の推進、介護給付の適正化など、介護保険制度の適正な運営に努めるほか、苦情処理体制の強化や低所得者対策の充実など、介護サービス利用者に対する支援に取り組めます。

施策 2-3 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標

障がい者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	236 人(10.4%) (平成 23～25 年度)	256 人(12.2%) (平成 27～29 年度)
計画相談支援利用率	44.6% (平成 25 年度)	100.0% (平成 29 年度)
民間企業における障がい者雇用率	1.74% (平成 26 年度)	2.0%

現状と課題

県内では、身体・知的・精神障がいの手帳交付者数が増加するとともに、障がいの重度化や重複化、障がい者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化する傾向にあり、また、発達障がいや高次脳機能障がいに加え、難病患者も障害福祉サービスの利用が可能になるなど、複雑多様化する障がいに対する総合的な支援も求められています。

加えて、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等、地域基盤の整備が必要であるほか、障がい者が、自らの決定に基づき社会参加できる環境整備を関係機関と連携して総合的に支援する必要があります。

取組みの方向

障がい者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスや相談支援及び提供体制の充実を図るとともに、障がい者の虐待防止や差別解消をはじめとする権利擁護の体制整備、さらには、地域における災害時の支援体制の整備促進に努めるなど、安心して生活できる環境づくりを推進し、施設入所者等の地域生活への移行及び障がい者の地域生活を支援します。

また、障がい者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障がい者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します。

主な取組み

1 障がい者が自立できる地域社会づくり

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における相談・支援機能の強化・拡充に加え、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の相互連携のもと広域的・専門的な相談機能を構築するなど、重層的な支援体制の整備を図ります。

また、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて必要とする支援を適切に提供するため、人材育成や施設整備も含めサービスの量的・質的充実に努めるとともに、サービス等利用計画の作成などを行う計画相談支援の利用率向上を図ります。

さらに、施設等から地域へ生活の場を移した方を含め、障がい者が地域で定着し自立した生活を送るために必要なボランティアの確保や、障がい者の虐待防止及び差別解消など、障がい者に対する地域住民の理解を深める啓発活動を推進するとともに、障がいの特性にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

2 障がい者の社会参加

障がい者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障がい者に対する差別解消を含む幅広い理解促進に努めるほか、障がい者の性別や年齢、障がいの状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育を実施します。また、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動については、障がい者自身や障がい者関係団体による様々な取組みを支援することにより、裾野の拡大を図るとともに、競技力、芸術性などの資質の向上を図るほか、スポーツ・レクリエーションや障がい者の生きがいづくりにつながる施設や環境の整備を推進します。

特に、障がい者の社会参加意欲を高めるため、平成 29 年度に本県で開催される「全国障害者スポーツ大会」に向け、選手の育成や競技力向上を進めるなど、障がい者スポーツの振興に取り組みます。

3 障がい者の就労支援

障がい者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障がい者への援助者の派遣や障がい者の態様に応じた職業訓練の実施など、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を推進します。

また、事業主には、障がい者雇用への理解を求めるほか、雇用実績のない企業等にとって障がい者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障がい者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障がい者の経済的自立を支援します。

さらに、一般就労が困難な障がい者については、障害者就労施設等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組みを推進します。

施策 2.4 地域福祉を支える環境づくり

目標

もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
社会福祉施設等従事者数	7,082 人 (平成 24 年度)	7,400 人
民生児童委員 1 人当たりの平均訪問回数	174 回 / 人 (平成 25 年度)	175 回 / 人

現状と課題

急速な少子化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内での支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっており、社会情勢の変化に伴い高度化・複雑化した福祉ニーズに対して、地域づくりとともに適切な対応が必要となっています。

様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けることができるようにするためには、人材の育成・定着の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築や社会的孤立の解消を図るほか、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

主な取組み

1 生活困窮者に対する支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的・継続的な伴走型の支援により、個々の課題に応じた支援を行うとともに、住民同士が支え合える地域づくりを推進します。

2 地域で活躍する人材の育成

地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材をつなぎ合わせるネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

また、民生児童委員について、高齢者や生活困窮者への見守りや相談対応をはじめ児童虐待防止やいじめの防止などの活動を支援するため、活動費への支援を拡充します。

3 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業のさらなる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

4 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

5 福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛 顔あふれる「えひめ」づくり

政策 健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療を受けることができる地域完結型の医療提供体制の整備や、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

— **施策2 5 生涯を通じた心と体の健康づくり**

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

— **施策2 6 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実**

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

— **施策2 7 救急医療体制の充実**

目標 どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	男性 102.9人 女性 55.6人 (平成25年)	男性 95.2人 女性 52.0人 (平成29年)
65歳未満で死亡する人の割合	男性 15.5% 女性 7.5% (平成25年)	男性 14.0%以下 女性 6.0%以下 (平成30年)
自殺死亡率(人口10万人当たり)	22.6人 (平成25年)	20.3人 (平成28年)

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約4分の1(平成25年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

加えて、自殺者数は減少傾向にあるものの、年間300人前後で推移し、うつ病などの精神疾患患者数も増加する中、心の健康を維持増進するための取組みが重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努め、生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組みを強化します。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進するとともに、感染症対策、難病対策に取り組みます。

主な取組み

1 県民参加型の健康づくりの推進

健康的な生活習慣を身に付けるため、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ(喫煙)等についての情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域

等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージに合った食育や、栄養バランスに配慮した食生活の改善に県民自らが取り組む方策を推進します。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

2 歯と口腔の健康づくりの推進

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、自宅で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活が送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

4 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策やひきこもり対策などの心の健康の維持増進に積極的に取り組みます。

5 感染症対策の推進

結核、HIV・エイズ、肝炎、新型インフルエンザなどの感染症の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供及び感染症に関する知識の普及啓発等の感染症予防対策を推進します。

6 難病対策の推進

難病及び小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や保健所における医療・福祉の相談事業等を実施し、本人及びその家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

施策 2.6 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
医療施設従事医師数 (人口 10 万人当たり)	244.1 人 (平成 24 年度)	258.8 人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	113 人 (平成 26 年度)	185 人
県内の医薬分業率	49.9% (平成 25 年度)	67.0%

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には医療需要が増大することが予想されており、住み慣れた地域で誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児だけでなく、時間外労働が多い、夜勤の負担が大きい等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じた、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

医師等確保対策については、愛媛大学や関係機関等と連携して強力に推進するとともに、国に抜本的な制度改革を強く働きかけます。

また、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

さらに、各地域における医療提供体制の将来あるべき姿を見据え、医療と介護の連携を図りながら、県民誰もが適切な医療を不安なく受診できる、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ります。

主な取組み

1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、将来、地域や診療科、医療機関ごとの医師不足の状況に応じて適正配置するため、愛媛

大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う地方の公立病院等に効果的に配置することができるきめ細かな人事管理・支援システムを構築します。

併せて、医療従事者の負担軽減や離職防止、復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営の支援や、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備など、勤務環境の改善に努めます。

2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

3 地域の実情にあわせた医療提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域の医療需要の将来推計や病床機能の情報等を活用して、将来的に各地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に進めるため、医療提供体制のあり方を検討するとともに、将来のあるべき姿を実現するために必要な施設・設備の整備や在宅医療・介護を含め地域一体となった医療連携の促進、医療人材の育成等に取り組みます。

4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

県立中央病院は、県内全域を対象とした県民医療の基幹病院として、MRIやCT等の高度な医療機器や屋上ヘリポートを有効に活用し、高度救命救急センター及び総合周産期母子医療センター等の機能を一層発揮させるよう努めます。

また、それぞれの県立病院が地域医療の拠点となるよう、一般医療をはじめ救急医療や周産期医療の確保と質の向上に努めるとともに、南海地震等の大規模災害発生時に災害拠点病院としての役割や機能が果たせるよう体制強化を図ります。

さらに、少子高齢化の進展や医療機能の分化など病院を取り巻く環境が大きく変化していく中で県立病院に求められる役割や機能が十分に発揮できるよう医療スタッフの確保や施設・設備の老朽化など喫緊の課題の解消に向けた検討を進めます。

5 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、危険ドラッグの根絶と薬物乱用防止に努めるとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

施策 2-7 救急医療体制の充実

目標

どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
救急患者の管外搬送率	14.4% (平成 25 年度)	14.4%
救急隊の救急救命士運用率	96.0% (平成 25 年度)	100.0%
二次救急医療機関の耐震化率	65.0% (平成 25 年度)	80.0% (平成 29 年度)

現状と課題

人口減少の進展に伴う病院数の減少や、近年の医師不足等により、救急医療サービスに地域間格差が生じています。

また、救急出動件数や搬送人員数が増加し、救急搬送において医療機関収容までに要する時間が増加する傾向に加え、安易な時間外受診（いわゆる「コンビニ受診」）の増加により、救急医療現場の疲弊が進むなど、真に救急対応が必要な患者への救急医療に支障を来すおそれが増大しています。

加えて、南海地震や伊方原子力発電所の事故などにより、通常の医療体制が十分に機能しない不測の事態においても、適切かつ迅速に対応できる災害医療体制を整備するとともに、救急医療に関する正しい知識に基づいて適切な行動をとることができる人材の育成を推進する必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が提供できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修の充実を図ります。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

主な取組み

1 重層的な救急医療の提供

市町間の連携・協力体制をコーディネートするとともに、地域のニーズに応じて消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を行うほか、ドクターヘリの導入に向けた検討を進めるなど、広域的な救急搬送体制の確立に努めます。

また、医療機関の相互連携と役割分担を推進し、初期医療機関から二次、三次へと円滑に機能する救急医療体制を構築します。

2 救急搬送体制の充実

救急救命士の養成を図り、救急車への搭乗率の向上を促進するとともに、救急救命士が行う気道確保や薬剤投与などの特定行為に対するメディカルコントロール体制の充実を促進するなど、救急搬送体制の充実を図ります。

また、ＩＣＴを活用した搬送システムを構築するなど、広域的な救急搬送体制の整備に取り組みます。

3 災害時に適切かつ迅速に対応できる医療体制の整備

地域の実情に応じた災害医療体制の構築に向けて、関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し、一層の連携強化が図られるよう努めます。

特に、災害時における多数傷病者の受入れを想定した研修、訓練を実施し、対応力の強化を図ります。

また、建物の耐震化や、災害に対応できる施設・設備等の整備、防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施や災害時機能の点検・評価など、災害時においても医療提供機能を維持するための体制整備に努めます。

さらに、災害派遣医療チームや救護班等の育成と運用体制の強化を図ります。

4 災害拠点病院の機能強化

災害医療の中核を担う災害拠点病院の拠点機能の強化に向けて、施設・設備等の整備を促進するとともに、災害発生時には、民間企業や関係団体等との連携を図り、医薬品、水、電気、食料などの確保やライフラインの優先的、迅速な復旧に努めます。

また、災害拠点病院を核とした医療機関相互の支援体制を構築するとともに、医療関係機関と防災関係機関等が一体的・効率的な医療救護活動を展開するためのネットワークづくりに取り組みます。

5 救命救急時における県民行動力の強化

毎年9月9日の救急の日における普及啓発や、消防機関と連携したＡＥＤの操作方法等を習得する救命講習会等を通じて、救命率向上に資する人材の育成に努めます。

また、愛媛の救急医療を守る県民運動を推進するとともに、輪番制病院の周知や軽症患者の初期救急医療機関での受診徹底、救急車の適正利用を図り、救急利用の適正化と医療機関の負担軽減を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かで安全な住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ＩＣＴ環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

施策28 快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

施策29 ICT環境の整備

目標 パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

施策 2.8 快適な暮らし空間の実現

目標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
街路整備密度	1.43 km/km ² (平成 26 年度)	1.53 km/km ²
景観計画策定数	11 件 (平成 26 年度)	20 件
県営都市公園の利用者数	2,539 千人 (平成 25 年度)	3,021 千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	75% (平成 25 年度)	83%

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

全国一律の基準によるまちづくりへの反省から、本県では、全ての市町が景観行政団体となっており、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、ＪＲ松山駅付近連続立体交差事業を始め、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取組み

1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を活かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

3 良質な住宅の維持・確保

既存の県営住宅を計画的に改善・建替えをすることにより、高齢者や障がい者等に配慮した良質な公的住宅ストックを形成するとともに、県営住宅としての既存民間賃貸住宅の空家の借上げ・建替え等により、子育て世帯向けの住宅確保に努めるほか、民間住宅の耐震改修・バリアフリー化・省エネルギー化の促進や、老朽危険空家の除却の推進など、良質な住宅の維持・確保を図ります。

また、住宅ストックのリフォームやリノベーションによる品質・性能の向上と、中古住宅流通の活性化を促す環境整備の推進を図ります。

4 J R松山駅周辺における都市整備

J R松山駅付近において、鉄道と道路との立体交差化により踏切をなくし、交通混雑や踏切事故を解消します。

また、駅周辺が陸の玄関口にふさわしい魅力ある姿になるように松山市が行う土地区画整理事業、関連街路事業と一体的な市街地整備を行い、都市機能の充実した都心の形成を景観にも配慮しながら推進します。

施策 29 ICT環境の整備

目標

パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
えひめFreeWi-Fiの設置箇所数	573 箇所 (平成26年度)	2,000 箇所
法人二税の電子申告率	59.71% (平成25年度)	80.00%

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、概ね100%の世帯でブロードバンド利用が可能となったほか、超高速ブロードバンドも99.4%が利用できるようになりました。しかしながら、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差の解消が課題になっています。

一方で、実際にブロードバンドを利用している世帯は82.8%(H25年度末)に増加しているものの、未だ利活用が十分に進んでいるとは言えません。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、利活用を推進する人材育成及び県民生活や地域活性化に役立つ新たなサービスの提供が求められています。

取組みの方向

超高速インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、地域でのICT利活用を支援する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療・福祉や防災・防犯、産業、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

主な取組み

1 高度情報通信基盤の整備

ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、超高速ブロードバンドサービスやクラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保のため、携帯電話等の不通話地域を解消するとともに、「えひめFreeWi-Fi」の整備を拡大するなど、地域の情報収集や情報発信力の強化を図ります。

2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用の普及促進を支援する人材を育成するセミナー等を開催するとともに、受講者の活発な活動につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のＩＣＴ環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療や電子カルテ等による効率的な医療サービスなど、ＩＣＴの特長を活かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

4 県民本位の効率的な電子行政の実現

マイナンバー制度の導入により、県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続を、ＩＣＴを活用して便利で安全に行えるようにするなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、各行政機関が連携した情報システムの構築や、個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の高度化を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 安全・安心な暮らしづくり

目指す方向

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するとともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、警察活動の基盤を強化し、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、原子力発電所の安全対策と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、防災対策の強化に取り組みます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

— 施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

— 施策31 水資源の確保と節水型社会づくり

目標 水不足の不安を解消したい

— 施策32 交通安全対策の推進

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

— 施策33 犯罪の起きにくい社会づくり

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

— 施策34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

施策 30 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
県消費生活センターにおける相談解決率 (解決には助言、情報提供を含む)	99.1% (平成 25 年度)	100%
家畜の監視伝染病発生件数	20 件 (平成 25 年度)	20 件以下
生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成 状況	100% (平成 25 年度)	100%
県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適 正な食品表示の割合	25.2% (平成 25 年度)	0%
食中毒の発生件数の全国での相対的位置 (人口 10 万人当たりの発生件数、全国平均を 1.0 とする)	1.93 (平成 25 年)	1.00 以下 (平成 30 年)

現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、社会的弱者と言われる高齢者や次代を担う若者等からの消費生活に関する相談が目立つ状況にあり、架空請求やワンクリック請求をはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、食品偽装表示や輸入食品の異物混入問題、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

さらに、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、動物愛護管理の推進のため、飼主の社会的責任の徹底や処分頭数減少への取組み等が必要です。

取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導やグローバル化に対応した事業者の育成等に努め、食の安全・安心の確保を図ります。

また、生活衛生関係事業者の経営の健全化を図るとともに、生活衛生施設を安心して利用できるよう衛生指導に努めるほか、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。

主な取組み

1 消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障がい者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実を図るとともに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

2 食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解促進並びに自主回収報告制度等の適正な運用を進めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、毎年のように問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため、県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図るとともに、衛生環境研究所及び保健所等食品検査施設の機能充実を図るほか、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施により、食品を原因とする健康被害の発生を防止します。

このほか、改正食品表示法の施行による新たな食品表示制度を踏まえ、食品関連事業者への適正な食品表示の普及啓発・監視指導及び食品表示ウォッチャーの活動により、食品表示の適正化に取り組めます。

さらに、国内はもとより海外へもえひめの食の安全安心を発信していけるよう、愛媛県HACCP制度の普及促進とともに、国際基準であるHACCP導入を支援して、事業者の自主衛生管理水準の全体的な底上げを図ります。

3 生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携して生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化と市町・獣医師会・民間企業等との連携強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任の周知徹底、終生飼養の徹底や犬猫の譲渡拡大による処分頭数の減少並びに飼主のいない猫対策に取り組むとともに、国内侵入が危惧される狂犬病等の動物由来感染症の防止に取り組めます。

施策 3 1 水資源の確保と節水型社会づくり

目標

水不足の不安を解消したい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
上水道・簡易水道の断水の回数	0 回 (平成 25 年度)	0 回
人工林における間伐実施面積	6,120ha/年 (平成 25 年度)	5,500ha/年
老朽ため池改修数	510 箇所 (平成 26 年度)	610 箇所 (平成 32 年度)

現状と課題

本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にあります。雨が降るときと降らないときが極端になるなど、降雨形態の変化等もあり、将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用に努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、さらなる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。

主な取組み

1 既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

2 自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

3 節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用に関する情報、湯水時の水源情報の提供を行い、合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより節水型社会づくりを推進します。

施策 3 2 交通安全対策の推進

目標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
交通事故死者数	78 人 (平成 27 年)	50 人以下 (平成 32 年)
交通事故死傷者数	6,040 人 (平成 27 年)	4,500 人以下 (平成 32 年)
市街地における歩道等の整備率	72.4% (平成 25 年度)	77.4%

現状と課題

本県における交通事故総量(発生件数及び負傷者数)は、平成 17 年から平成 26 年まで 10 年連続で減少していますが、交通事故死者数は、平成 25 年から 2 年連続で増加しています。

県内の全人口が減少傾向にある中、交通事故で負傷した際、重篤な状態に陥りやすい高齢者の人口は増加しており、交通事故の全死者数に占める高齢者の割合は、全国平均と比べても高い水準で推移しています。

また、高齢者の運転免許保有者数も増加傾向にあり、高齢運転者が交通死亡事故を誘発するケースも増加しています。

子どもから高齢者まで広く利用されている自転車が関与する交通事故でも、頭部の負傷等を致命傷として、多くの方々が犠牲となっている一方で、自転車利用者に安全利用の意識が十分に浸透していない状況にあります。

取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、関係機関・団体等が協力して広報啓発活動や交通安全教育を推進し、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

特に、高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもしないために、「参加・体験・実践型」の教育を行うとともに、高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境整備等を推進するなど、高齢者に重点を置いた対策に取り組めます。

また、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを強化するとともに、自転車利用者に対し、ルール遵守とマナー向上に向けた教育や取締り、ヘルメットの着用促進等を図ります。

さらに、安全で円滑な交通社会を実現する上で根源的な対策である交通環境の整備も、関係機関等と連携を図りながら効果的かつ計画的に進めていきます。

主な取組み

1 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもしないための諸対策の推進

高齢者を交通事故の被害者としなないため、交通安全教育車や各種シミュレーター等を活用した「参加・体験・実践型」の教育、高齢者世帯訪問による個別指導、反射材の配布・貼付活動等を更に推進します。

また、高齢者を交通事故の加害者としないため、身体機能の変化を踏まえた交通安全教育等を推進するほか、「運転免許自主返納支援制度」の更なる拡充を図るなど、運転や交通手段の確保に不安を感じている高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を関係機関・企業等と連携しながら整備していきます。

2 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

システムの高度化による更に詳細な交通事故分析を行うことなどによって、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進します。

また、飲酒運転や横断歩行者妨害等の重大事故に直結する悪質・危険違反に重点指向した取締り、交通事故の被害軽減を図るためのシートベルト・チャイルドシート着用義務違反等の取締りを強化します。

3 総合的な自転車対策の推進

関係機関・団体との連携を一層強化し、自転車利用者のルール遵守とマナー向上に向けた教育機会を更に増やしていくとともに、悪質・危険な交通違反者に対する指導や取締りを強化します。

また、自転車乗車中における交通事故の被害軽減を図るため、関係機関・団体と連携し、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において定めるヘルメットの着用を促進する対策を推進するとともに、道路管理者とも連携し、自転車道や自転車専用通行帯等の自転車の安全な通行環境の整備を促進します。

4 安全で円滑な交通環境の整備

信号機の集中制御化や信号灯器のLED化等、道路の新設・改良等に伴う交通環境の変化に適切に対応するとともに、老朽化した交通安全施設を適切に更新整備するなど、交通実態に応じた交通規制を実施して、交通の安全と円滑を図ります。

また、歩道の整備や段差改善等により、生活道路や通学路の安全対策を推進し、子どもや高齢者等の安全の確保を図ります。

この他、大規模災害時の停電に備えた信号機滅灯対策として、信号機電源付加装置等の整備を進め、災害に強い交通安全施設の拡充に努めます。

5 交通事故被害者支援の推進

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿ったきめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。

施策３３ 犯罪の起きにくい社会づくり

目標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
青色防犯パトロール車両台数	1,599 台 (平成26年)	2,000 台 (平成30年)
犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)	9.44 件 (平成25年)	8.30 件 (平成30年)
凶悪犯罪の検挙率	83.3% (平成26年)	100% (平成30年)
重要窃盗犯罪の検挙率	64.5% (平成26年)	70% (平成30年)
事業所CSR活動として設置した街頭防犯カメラの設置台数	169 台 (平成25年)	500 台 (平成30年)
不当要求防止責任者講習の受講者数	10,330 人 (平成25年度)	15,000 人以上

現状と課題

本県では、平成15年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数が、11年連続で減少し、平成26年には戦後最少となるなど、犯罪情勢を示す指標に一定の改善が見られます。

しかしながら、子どもや女性、高齢者を対象とする犯罪等が多発しているほか、インターネットを悪用した犯罪の増加、暴力団をはじめとした犯罪組織の潜在化が進むなど、犯罪が悪質・巧妙化しており、県民の安全・安心を脅かす要因となっています。

地域の絆が薄れて、地域社会が有していた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも少なくするためには、県民や事業所、関係機関・団体、自治体、警察等が協働して、県民一人ひとりの防犯意識を高め、地域を守っていく必要があります。

取組みの方向

安全・安心の確保に地域社会全体で取り組むため、平成25年4月に施行された「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」スローガンのもと、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。

また、警察基盤を強化し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅や暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みなど、犯罪の抑止と検挙を車の両輪にした「県民を守る」積極的な活動を推進します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、再び平穏な生活を営むことができるよう各種の支援を行います。

主な取組み

1 地域ぐるみで治安を維持する体制の構築

自主防犯ボランティア団体の結成や青色防犯パトロール活動への参加など、県民の自主防犯活動を促進するとともに、自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進や犯罪抑止に配慮した環境整備に取り組むなど、安全を確保するためのセーフティネットを構築し、県内全域をまるごと安全で安心なエリアにする取組みを強化します。

2 分かりやすい「安全・安心情報」の積極的な発信

県民の関心が高い身近な事件・事故情報や、子ども・女性・高齢者に対する犯罪を未然に防止するための「安全・安心情報」をホームページ、マスコミなどを通じてタイムリーに発信します。

また、防犯意識を高めるため、視聴覚に訴える県警独自の自主制作番組の配信や、警察音楽隊の活動などにより、県民に「安全・安心情報」をより分かりやすく伝えます。

3 警察活動を支える基盤の充実強化

県民の安全・安心な暮らしを守るため、研修や教育訓練を通じて警察職員の職務執行力の強化を図るとともに、女性警察官の採用・登用拡大や退職警察職員の有効活用を推進するなど人的基盤の強化に努めます。

また、犯罪への対処能力向上に向けて、業務のＩＣＴ化による警察力の充実強化をはじめ、科学技術の活用や捜査用資機材の整備拡充に取り組み、迅速かつ効果的な捜査活動を推進します。

4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に向けた取組み

特殊詐欺の撲滅を目指し、県警察の総合力を発揮して徹底した取締りを行うとともに、県民及び社会の抵抗力を高めるため、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、分かりやすい防犯指導や広報啓発活動、被害防止対策などを推進します。

5 サイバー空間の安全確保

県民の日常生活の一部となっているサイバー空間の安全を守るため、多発するサイバー犯罪の抑止や関係事件の検挙、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等に取り組みます。

6 暴力団の排除・根絶への取組み

地域・職域・行政における暴力団排除協議会を継続開催し、暴力団排除意識の高揚と暴力団排除運動の推進を図ります。

また、「愛媛県暴力団排除条例」の積極的かつ効果的な活用を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組みます。

7 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた取組み

在留外国人が地域で安心して共生できる環境を整備するため、地域住民や関係事業者等と連携した支援を推進するとともに、共生を阻害する不法滞在など違法行為の根絶に取り組みます。

8 犯罪被害者支援の推進

民間被害者支援団体をはじめとした関係機関・団体との連携などにより、犯罪被害者や遺族及び被害関係者に、きめ細かく途切れることのない支援を行います。

また、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた広報啓発活動などにより、社会全体で被害者を支える気運の醸成に努めます。

施策 3 4 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	92.5% (平成 26 年度)	100%
原子力施設見学会等参加者数	667 人 (平成 26 年度)	740 人以上

現状と課題

四国唯一の伊方原子力発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和 51 年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

原子力発電所の安全性については、平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会が設置され、同事故の教訓や国内外の最新の知見を反映して策定された規制基準に基づき審査する体制が整備されました。

伊方原子力発電所の再起動については、安全性の確保が大前提であることは言うまでもなく、県としても、原子力規制委員会の審査と並行して伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会で確認するとともに、「安全性や必要性を含む国の考え方」が示されれば、「四国電力の取組姿勢」や「地元の理解」も踏まえ、総合的に判断することが重要と考えています。

また、伊方原子力発電所各号機の運転期間については、基本的には四国電力の判断によりますが、廃炉又は 40 年を超える運転延長に当たっては、その安全性を原子力規制委員会の審査と並行して県としても確認していく必要があります。

原子力防災対策については、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策重点区域を 30 km 圏に拡大して、原子力防災資機材の拡充配備や広域避難計画の策定など充実強化に取り組んでいますが、さらなる実効性向上のための取組みを不断に進めていく必要があります。

取組みの方向

伊方原子力発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期するとともに、四国電力に対し、伊方原子力発電所の安全対策の一層の強化を求め、伊方原子力発電所環境安全管理委員会等で確認を行います。

また、安全対策の追求と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、国・周辺県・市町・関係機関等とも連携協力しながら、原子力防災対策の一層の充実強化を図ります。

主な取組み

1 迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリング資機材等の整備・更新等に取り組むとともに、伊方原子力発電所で発生した異常事象については全て通報連絡を受け、県がランク分けをして公表するという「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

2 原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力が実施する安全対策や原子力規制委員会が実施する審査の状況等について、県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、県として、必要な独自の追加的安全対策を要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会、リーフレットの作成・配布等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

3 広域避難計画の充実強化

原子力災害が発生した場合に、住民が安全かつ迅速に避難することができるよう、実践的な訓練等を通じた避難計画の見直しや避難対策の具体化を進めるなど、避難計画の実効性向上に不断に取り組めます。

4 避難路等の交通基盤の整備

住民の避難等が迅速かつ安全に行えるよう、緊急時の住民避難や要員・物資輸送のための避難路等（大洲・八幡浜自動車道、県道鳥井喜木津線等）の整備を進めます。

5 国・周辺県・市町・関係機関等との連携強化

広域的な防災活動が円滑に行えるよう、国・周辺県・市町・関係機関等との連携を図り、情報共有や住民避難等の広域連携体制の強化に取り組めます。

6 原子力防災施設・資機材の整備・更新

原子力災害時の対応拠点となる県オフサイトセンターの移転整備や維持管理、国・市町・関係機関等を結ぶ緊急時連絡網、原子力防災資機材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害に備えた防災体制の充実強化を図ります。

7 実践的な防災訓練等の実施

原子力防災訓練において、多くの住民が参加するための避難訓練の拡充のほか、ブラインド方式の導入や複合災害に対応した実践的な訓練を実施して避難計画の見直しに反映するとともに、防災業務関係者等を対象とした研修を実施して、原子力防災の知識普及や対応力の向上、関係機関の連携強化を図ります。

えが
基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 災害に強い県土づくり

目指す方向

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策、土砂災害防止対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関との連携・協力体制を整えとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

— 施策35 防災・危機管理体制の充実

目標 災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

— 施策36 災害から県民を守る基盤の整備

目標 災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

施策35 防災・危機管理体制の充実

目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
防災士の数	4,815人 (平成25年度)	12,000人
自主防災組織の訓練実施率	41.0% (平成25年度)	70.0%
県防災メールの登録者数	11,284人 (平成25年度)	30,000人
土砂災害警戒区域の調査箇所数	3,811箇所 (平成26年度)	15,190箇所 (平成31年度)

現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、毎年のように大雨による被害が発生しています。

東日本大震災における大津波では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

県地震被害想定調査では、南海トラフ巨大地震が本県に最も甚大な被害をもたらすと想定されており、東日本大震災で明らかになった課題への対応を含め、防災力の一層の強化が急務となっています。

また、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、県地域防災計画の見直しを随時行うとともに、自助、共助、公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組めます。

また、東日本大震災の教訓や県地震被害想定調査の結果を踏まえ、今後発生が危惧されている大規模地震による被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」によりハード・ソフトの両面から計画的・総合的に施策を展開するなど、防災・減災対策を着実に進めるほか、四国や中国地方をはじめ、他県等との広域応援体制を強化するとともに、「愛媛県広域防災活動要領」に基づき、市町や関係機関と連携して、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

併せて、災害時に必要不可欠な情報収集・伝達体制の確保を確実にするため、防災通信システムの耐災害性の向上や災害情報の住民への伝達方法の改善等に取り組めます。

加えて、県業務継続計画（県版BCP）の見直しも含め実効性の確保に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。

そのほか、土砂災害から県民の生命を守るため、早期避難につながる土砂災害防止対策（ソフト対策）の取組みを推進します。

さらに、平成27年度から、災害等に対する防災・減災対策の推進等を部局横断的かつ迅速に展開するため知事直属の防災安全統括部長を設置するとともに、地域における防災・減災対策等を積極的に推進するため地方局の体制を強化しています。

主な取組み

1 災害対応力と地域消防防災力の強化

災害対応資機材・備蓄物資の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部（本庁・地方局）機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の

確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図るほか、県、市町、自衛隊等の関係機関が大規模災害等に関する課題について、検討・協議等を行うことにより、地域防災力の向上を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組みます。

さらに、消防団員の確保に向けた取り組みを進めるほか、県消防学校における消防職員・団員の教育訓練を充実するなど、地域消防力の強化に努めます。

2 避難対策の強化

避難所生活に必要な資機材の整備や避難所運営を担う人材の育成に取り組み、避難所における良質な生活環境の確保に努めます。

また、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波避難対策特別強化地域に指定された宇和海沿岸地域について、関係5市町が行う避難路整備等の津波避難対策緊急事業が促進されるよう支援していきます。

さらに、市町や地域における津波避難計画の策定を支援します。

3 土砂災害防止対策（ソフト対策）の推進

土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域の基礎調査を概ね5年以内に完了させ、調査結果を公表し危険性の周知を図り、県民の早期避難につなげるとともに、区域指定を促進します。

4 防災通信システム等の充実

大規模災害時における発災直後からの確実な情報収集・共有・伝達体制を確保するため、多様な通信手段の確保や映像機能等の強化による防災通信システムの耐災害性の向上、災害情報システムの導入、SNSの活用や市町が行う戸別受信機等の整備支援などによる住民への確実な情報伝達に努めるとともに、消防防災ヘリコプターと県警ヘリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組みます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。

5 広域連携の推進

今後、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国や中国地方をはじめ、他県等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組むとともに、市町や関係機関と連携して、拠点施設への資機材整備や「愛媛県広域防災活動要領」により、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

6 地域における防災力の向上

自主防災組織の中心的役割を果たす防災士の更なる養成に取り組むなど、地域防災の要である自主防災組織及び消防団の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

7 危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できるように県業務継続計画（県版BCP）の見直しも含め体制の強化に努めます。

また、24時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

施策 3 6 災害から県民を守る基盤の整備

目標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
県立学校の耐震化率	68.6% (平成 25 年度)	100% (平成 29 年度)
警察施設の耐震化率(警察署)	50.0% (平成 26 年度)	81.3%
洪水から守られる戸数	33,330 戸 (平成 25 年度)	38,800 戸
海岸保全施設整備による防護面積	8,900ha (平成 26 年度)	9,150ha
耐震強化岸壁整備率	66.7% (平成 26 年度)	83.3%
緊急輸送道路の防災対策の整備率	83.3% (平成 25 年度)	93.2%
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	41,183 戸 (平成 26 年度)	45,000 戸 (平成 31 年度)
社会資本の老朽化に起因する重大事故ゼロ	- (平成 26 年度)	0 件
老朽ため池改修数	510 箇所 (平成 26 年度)	610 箇所 (平成 32 年度)

現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災害など自然災害が発生しやすい状況にあります。

また、東日本大震災における未曾有の津波被害を踏まえると、全国第 5 位の長さの海岸線を持つ本県では、南海トラフ地震・津波等による甚大な被害が想定されます。

このため、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

一方、高度成長期以降、集中的に整備した道路や河川管理施設などの社会資本は、高経年化しており、老朽化の急速な進行が予測されているため、戦略的に施設の維持管理・更新を実施する必要があります。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・がけ崩れ・地すべり対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々な安全対策に努めるとともに、南海トラフ地震など、大規模地震の発生に備えた、地震・津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、普段の生活をはじめ、災害時においても、県民の安全・安心を支える社会資本の機能を維持するため、定期的な施設の点検や的確な修繕・更新を着実に実施します。

さらに、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から県民を守る基盤づくりを推進します。

主な取組み

1 安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備、橋脚の補強等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

特に、台風等による洪水被害が発生しやすい肱川については、ダム建設や河川改修等により、治水対策を推進します。

2 公共施設等の災害対応能力の強化

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化及び災害発生時における業務継続のための非常用電源設備の整備を推進します。

また、地震時の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、信号機の長期滅灯を防止する信号機電源付加装置の整備、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を進めます。

このうち、学校施設は児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所となることから、県立学校については、平成29年度の耐震化終了に向けて積極的に取り組みます。特に、特別支援学校は、災害時に迅速な対応が難しい児童・生徒が通うことから、最優先に取り組み、平成27年度末までに完了する予定です。

3 社会資本の戦略的な維持管理・更新

定期的な点検、診断、必要な対策の実施、点検や対策の履歴を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

また、安全性や経済性を踏まえ、施設を予防的に管理する「予防保全型維持管理」に転換し、適切な時期に必要な対策を実施することで、施設の延命化と、社会資本の維持管理・更新にかかるトータルコストの縮減や予算の平準化を図るなど、戦略的な維持管理・更新に取り組みます。

4 災害復旧への迅速な対応

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。